

# 一般職の職員の給与に関する法律等の 一部を改正する法律(平成26年法律第105号)の概要

- 人事院は8月7日、一般職の国家公務員の給与改定及び給与制度の総合的見直しの実施を国会及び内閣に対し勧告
- 政府は、給与関係閣僚会議等における検討の結果、人事院勧告どおりの実施を閣議決定

## 概要

### 1 官民較差等に基づく本年度の給与水準改定【平成26年4月から遡及適用】

- ① 月例給: 俸給表を平均0.3%引上げ(初任給・若年層に重点)
- ② ボーナス: 3.95月分→4.10月分(年間0.15月分引上げ)【平成26年12月支給分から実施】  
… 勤勉手当に配分し、勤務実績を的確に処遇に反映
- ③ その他手当  
自動車等使用者に係る通勤手当の引上げ、初任給調整手当の引上げ

### 2 給与制度の総合的見直し【平成27年4月施行、平成30年4月完全実施】

- ① 地域間・世代間の給与配分の見直し… 俸給表・地域手当の改定
  - (1) 全国共通に適用される俸給表水準を、民間賃金水準の低い地域の官民較差を踏まえて平均2%引下げ  
… 初任給等は引下げなし、50歳台後半層が多い号俸は最大4%程度引下げ  
… 新俸給表への円滑な移行のための経過措置(3年間の現給保障)
  - (2) 上記俸給表の引下げに併せ、地域手当の支給地域・支給割合の見直し  
… 現行: 6区分(18%~3%)→改正後: 7区分(20%~3%)
- ② 職務や勤務実績に応じた給与配分のための諸手当の改定
  - ・ 広域異動手当の引上げ
  - ・ 単身赴任手当の引上げ
  - ・ 臨時・緊急にやむを得ず行う平日深夜勤務に対して管理職員特別勤務手当を新たに支給

※ 見直し初年度の改正原資を得るため、平成27年1月の昇給を1号俸抑制。  
地域手当等の引上げは段階的に実施。

### 3 その他【平成27年4月施行】

- ・ 再任用職員に対し、新たに単身赴任手当を支給
- ・ 気象データの更新に基づく寒冷地手当の支給地域の見直し

### 4 施行期日

公布の日(平成26年11月19日。一部の規定は平成27年4月1日)